

労働省設置に關する法律案要綱 (昭二二・六一三〇)

第一 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを因り以て経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するに於て、労働省を設置する。

第二 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に關する啓蒙宣傳、労働条件、労働者災害補償、労働者災害補償保険及び労働者保護に關する事務、職業の紹介、指導、指導その他労働需給の調整に關する事務、失業対策に關する事務、失業保険に關する事務、労働統計調査に關する事務その他労働に關する事務を管理する。

前項の労働者災害補償保険及び失業保険に關する事務の範圍は、政令でこれを定める。

第三 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

労働政 局

労働基準 局

婦人 局

職業 安定 局

労働統計調査 局

前項及び第四乃至第九の規定にかかわらず、必要があるときは、政令の定めるところにより前項の部局の外に部局を設け、又は省内において部局の所掌事務の一部を變更することができる。

第四 大臣官房に於ては、左の事務を掌る。

- 一 機密に關する事項
- 二 官吏の進退昇分に關する事項、但し、大臣において他の部局の專管に備せしめたるものを除く。
- 三 大臣の官印及び省印の保管に關する事項
- 四 所管行政に關する綱道、企画及び考査一般並びに綜合調整に關する事項
- 五 公文書類の授受、發送、繕寫及び保存に關する事項
- 六 經費及び收入の予算、決算、會計及び會計の監査に關する事項
- 七 官有財産及び物品に關する事項

第五 労政局においてほ、左の事務を掌る。

- 一 労働組合法の施行に関する事項。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられたる事項を行ふことを妨げるものではない。
- 二 労働関係調整法の施行に関する事項。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられたる事項を行ふことを妨げるものではない。

三 労働に関する啓蒙宣傳に関する事項

四 その他労働に関する事項を他の所管に属せしめらるるもの

第六 労働基準法においてほ、左の事務を掌る。

一 賃金、労働時間、休息その他労働条件に関する事項

二 雇済安全に関する事項

三 労働衛生に関する事項

四 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項。但し、労働者災害補償保険に関する事項については厚生省の所管に属するもの

のと陳

五 労働能率の増進に関する事項

六 労働者の福利厚生に関する事項

七 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する事項

八 その他労働基準法の施行に關する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項を他の所管に属せしめらるるもの

第七 婦人及び年少労働者においてほ、左の事務を掌る。

一 婦人及び年少労働者に特殊の労働条件及び保護に関する事項

二 児童労働禁止に関する事項

三 家庭労働問題及び家事使用人に関する事項

四 その他妊婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

五 労働者の家族問題に関する事項。但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたるものを除く。

六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項

項

但し、婦人問題の連絡調整は、他省が法律に基き、その所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

第八 職業安定局において、左の事務を掌る。

- 一 職業の紹介、指導及び指導その他の労働需給の調整に関する事項。
- 二 失業対策に関する事項。
- 三 失業保険及び失業手当に関する事項。但し、失業保険に関する事項については厚生省の所管に属するものを除く。
- 四 その他職業に関する事項。

第九 労働統計調査局において、左に掲げる事項に関する事務を掌る。

- 一 労働組合、労働争議その他の労働関係に関する定期統計及び刊行。
- 二 労働条件に関する定期統計及び刊行。
- 三 賃金、給料その他の給付に関する定期統計及び刊行。
- 四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行。
- 五 職業に関する定期統計及び刊行。
- 六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行。

七 労働者の生活、給與及び雇傭に関する経済問題に関する調査及び刊行。

第十 労働者に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査、示唆及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一 労働者の俸給、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二 船員の労働に関する行政の重要事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働者に、労働、運輸両省部内の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

船員労働連絡会議について必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議して、これを定める。

附則

第十三 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を起さない期間内において、政令でこれを定める。

第十四 厚生省官制の一部を、次のように改正する。

第一条中「、勤労」を削り、「社会保険」の下に「(労働省、所管  
属スル事項ヲ除ク)」を加えらる。

第五 労働基準法の一部を、次のように改正する。

第一百條ノニ 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、

この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定改廃及び解釈に関する事  
項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長に勸告を行  
うことも、労働基準局長が、地方労働局長及び都道府県労働基準局

長に對して行う指揮監督に<sup>その権限</sup>ついで該助を與えらる。

婦人少年局長は、自ら又は其所屬官吏をして、女子及び年少者に関レ勞  
働基準局及びその下級官廳並びにその所屬官吏の行つた監督その他に關  
する文書を閲覧し又は閲覧せしめることとが出来る。

第一條第一項及び第四項並びに第五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所  
屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査につい、こ  
れを準用する。

第二十條第一号中「第五條乃至第九條」を「第五條(第六條の二におい、準用  
する場合を含む)乃至第九條」に改め、同條第四号中「第一條」を「第一條(第六  
條の二におい、準用する場合を含む)」に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は  
婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

第二十條第一号中「第五條乃至第九條」を「第五條(第六條の二におい、準用  
する場合を含む)乃至第九條」に改め、同條第四号中「第一條」を「第一條(第六  
條の二におい、準用する場合を含む)」に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は  
婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

第二十條第一号中「第五條乃至第九條」を「第五條(第六條の二におい、準用  
する場合を含む)乃至第九條」に改め、同條第四号中「第一條」を「第一條(第六  
條の二におい、準用する場合を含む)」に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は  
婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。